

◎視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

(令和元年六月二八日法律第四九号) (参)

一、提案理由 (令和元年六月一九日・参議院本会議)

○上野通子君

…………… (略) ……………

次に、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律案につきまして、文教科学委員会を代表して、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

本法律案は、障害の有無にかかわらず全ての国民がひとしく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するため、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにしております。

第二に、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならないとしております。

第三に、基本的施策として、国及び地方公共団体は、視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備、インターネットを利用したサービスの提供体制の強化等の必要な施策を講ずるものとしております。

第四に、国は、当事者である視覚障害者等も含めた関係者による協議の場を設けること等としております。

以上が本法律案の趣旨及び主な内容であります。

なお、本法律案は文教科学委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院文部科学委員長報告 (令和元年六月二一日)

○亀岡偉民君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するため、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用した電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること等を旨として行われなければならないことを基本理念として定めること、

第二に、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならないこ

と、

また、地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における計画を定めるよう努めなければならないこと

などであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る六月十九日本委員会に付託され、同日、参議院議員神本美恵子君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。